

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 総則（第一条―第二条の二） 第二章 「略」 第三章 教育研究実施組織等（第七条―第十一条） 第四章 教員の資格（第十二条―第十七条） 第五章―第八章 「略」 第九章 学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十一条） 第十章 専門職学科に関する特例（第四十二条―第四十二条の十） 第十一章―第十三章 「略」 第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例（第五十七条） 第十五章 雑則（第五十八条―第六十一条） 附則 （趣旨） 第一条 「略」 2 「略」 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないよう<u>にすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について</u>不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。 （入学者選抜） 第二条の二 入学者の選抜は、<u>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方</u>	目次 第一章 総則（第一条―第二条の三） 第二章 「同上」 第三章 教員組織（第七条―第十三条） 第四章 教員の資格（第十三条の二―第十七条） 第五章―第八章 「同上」 第九章 事務組織等（第四十一条―第四十二条の三） 第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二） 第十章 専門職学科に関する特例（第四十二条の四―第四十二条の十三） 第十一章―第十三章 「同上」 第十四章 雑則（第五十七条―第六十条） 附則 （趣旨） 第一条 「同上」 2 「同上」 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないよう<u>にすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。</u> （入学者選抜） 第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ<u>妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</u>

針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

「条を削る。」

(学部)

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(学部以外の基本組織)

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

一 「略」

二 教育研究上必要な教育研究実施組織、施設、設備その他の諸条件を備えること。

三 「略」

2 学部以外の基本組織に係る基幹教員（第八条第一項に規定する基幹教員をいう。次条第七項において同じ。）の数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の三、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

(学部)

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(学部以外の基本組織)

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

一 「同上」

二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

三 「同上」

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条の四第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十

条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第三章 教育研究実施組織等

（教育研究実施組織等）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

6 〔略〕

7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その

九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第三章 教員組織

（教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3 〔同上〕

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校

校地が隣接している場合は、この限りでない。

「条を削る。」

（授業科目の担当）

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2 「略」

3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると思われる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

「条を削る。」

第九条 「略」

「条を削る。」

地が隣接している場合は、この限りでない。

第八条及び第九条 削除

（授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 「同上」

「項を加える。」

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第十条の二 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

第十一条 「同上」

（専任教員）

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

(基幹教員数) 第十条 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 (組織的な研修等) 第十一条 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。 第十二条 「略」 (教授の資格)	3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。 (専任教員数) 第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる専任教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 「条を加える。」
	第十三条の二 「同上」 (教授の資格)

第十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 三 〔略〕

四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

五・六 〔略〕

第十四条 〔略〕

（講師の資格）

第十五条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 〔略〕

（助教の資格）

第十六条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第十三条各号又は第十四条各号のいずれかに該当する者

二・三 〔略〕

〔見出しを削る。〕

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 三 〔同上〕

四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

五・六 〔同上〕

第十五条 〔同上〕

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第十四条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 〔同上〕

（助教の資格）

第十六条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第十四条各号又は第十五条各号のいずれかに該当する者

二・三 〔同上〕

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、<u>教育研究実施組織</u>、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 〔略〕	2 収容定員は、<u>教員組織</u>、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 〔同上〕
(教育課程の編成方針) 第十九条 大学は、<u>学校教育法施行規則</u>第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。	(教育課程の編成方針) 第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
2 〔略〕 3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。	2 〔同上〕 〔項を加える。〕
(単位) 第二十一条 〔略〕 2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、<u>おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。</u>ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。	(単位) 第二十一条 〔同上〕 2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
〔号を削る。〕 〔号を削る。〕 〔号を削る。〕	一 講義及び演習については、<u>十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</u> 二 実験、実習及び実技については、<u>三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</u>ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち

3 〔略〕 (一年間の授業期間) 第二十二條 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。 (各授業科目の授業期間) 第二十三條 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。 (授業を行う学生数) 第二十四條 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とするものとする。 〔条を削る。〕 (単位の授与) 第二十七條 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。 (他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等) 第二十八條 〔略〕 2 前項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)又は外国の短期大学に留学する場合、外国	3 〔同上〕 (一年間の授業期間) 第二十二條 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。 (各授業科目の授業期間) 第二十三條 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。 (授業を行う学生数) 第二十四條 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とするものとする。 (教育内容等の改善のための組織的な研修等) 第二十五條の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 (単位の授与) 第二十七條 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。 (他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等) 第二十八條 〔同上〕 2 前項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。)又は短期大学に留学する場合
---	---

の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第二十八条第二項の場合に準用する。

3 略

4 前三項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位(第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(科目等履修生等)

第三十一条 略

2・3 略

4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第十条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の基幹教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5 略

合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 項を加える。」

3 同上

4 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位(第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(科目等履修生等)

第三十一条 同上

2・3 同上

4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5 同上

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、百八十八単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することのほか、大学が定めることとする。

4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、百八十二単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

5 前四項又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

(授業時間制をとる場合の特例)

第三十三条 「略」

2 授業時間を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項又は第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。

4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

(授業時間制をとる場合の特例)

第三十三条 「同上」

2 授業時間を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定を適用することができる。

規定を適用することができる。

(校地)

第三十四条 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に
行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、
休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

- 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。
- 二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場等)

第三十五条 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

(校地)

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

- 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
- 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場)

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。

3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただ

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。	し、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。 二 校舎から至近の位置に立地していること。 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。
〔校舎〕 第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。	〔校舎等施設〕 第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に對しては必ず備えるものとする。 〔項を削る。〕	2 研究室は、専任の教員に對しては必ず備えるものとする。 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
〔項を削る。〕 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。	5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。
〔教育研究に必要な資料及び図書館〕	〔図書等の資料及び図書館〕

第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に 応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供され る学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究 上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生 、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提 供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教 育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努め るとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館 等との協力を努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員 その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 「項を削る。」	第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視 聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に 備えるものとする。 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処 理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、 前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるもの とする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員 その他の専任の職員を置くものとする。 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧 室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な 数の座席を備えるものとする。
「章を削る。」	第九章 事務組織等 （事務組織） 第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当 な事務組織を設けるものとする。 （厚生補導の組織） 第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適 当な組織を設けるものとする。 （社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、 学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るた めに必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことが できるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整

えるものとする。

（研修の機会等）

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第九章 学部等連係課程実施基本組織に関する特例

「見出しを削る。」

第四十一条 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下この条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。

2 学部等連係課程実施基本組織に係る基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学部等（以下この条において「連係協力学部等」という。）の基幹教員がこれを兼ねることができる。

3 学部等連係課程実施基本組織に係る基幹教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。

4 「略」

5 第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第三十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

（学部等連係課程実施基本組織）

第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例

第四十二条の三の二 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下この条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。

2 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学部等（以下この条において「連係協力学部等」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。

3 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。

4 「同上」

5 第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十三条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十七条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第四十二条・第四十二条の二 「略」

（実務の経験等を有する基幹教員）

第四十二条の三 専門職学科を置く学部に係る第十条の規定による基幹教員数のうち、別表第一イ(2)による専門職学科の基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。

2 専門職学科に係る実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学又は専門職大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二・三 「略」

3 第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、基幹教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ(1)備考第二号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数及び同表備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、別表第一イ(2)に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

（専門職学科に係る教育課程の編成方針）

第四十二条の四 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、専門職学科を設ける大学は、第十九条第一項及び第二項に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させ

第四十二条の四・第四十二条の五 「同上」

（実務の経験等を有する専任教員）

第四十二条の六 専門職学科を置く学部に係る第十三条の規定による専任教員数のうち、別表第一イ(2)による専門職学科の専任教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二・三 「同上」

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

（専門職学科に係る教育課程の編成方針）

第四十二条の七 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、専門職学科を設ける大学は、第十九条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業

るとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

2・3 [略]

(教育課程連携協議会)

第四十二条の五 [略]

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 三 [略]

四 臨地実務実習(第四十二条の九第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者

五 [略]

3 [略]

第四十二条の六 [略]

(専門職学科に係る授業を行う学生数)

第四十二条の七 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第二十四条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができる

と認められる場合は、この限りでない。

(入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定)

第四十二条の八 [略]

2 前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項並びに第三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)

及び第三項により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数(第三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))により修得したものとみなす単位数にあつては、当該大学において

倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

2・3 [同上]

(教育課程連携協議会)

第四十二条の八 [同上]

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 三 [同上]

四 臨地実務実習(第四十二条の十二第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者

五 [同上]

3 [同上]

第四十二条の九 [同上]

(専門職学科に係る授業を行う学生数)

第四十二条の十 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第二十四条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。

(入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定)

第四十二条の十一 [同上]

2 前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数(第三十条第一項により修得したものとみなす単位数にあつては、当該大学において

入学前に修得した単位以外のものに限る。)と合わせて六十単位を超

ては、当該大学において入学前に修得した単位以外のものに限る。）と合わせて六十単位を超えないものとする。

（専門職学科に係る卒業の要件）

第四十二条の九 専門職学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項及び第五項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 「略」

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。）をもつてこれに代えることができること。

第四十二条の十 「略」

（共同教育課程の編成）

第四十三条 二以上の大学は、その大学等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学が

えないものとする。

（専門職学科に係る卒業の要件）

第四十二条の十二 専門職学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項及び第五項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 「同上」

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。）をもつてこれに代えることができること。

第四十二条の十三 「同上」

（共同教育課程の編成）

第四十三条 二以上の大学は、その大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るも

外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2・3 「略」

（共同学科に係る卒業の要件）

第四十五条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の九に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2・3 「略」

4 前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第四十二条の八第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同学科に係る基幹教員数）

第四十六条 共同学科に係る基幹教員の数、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ(1)若しくは(2)の表の中欄又はロの表を適用して得られる基幹教員の数（次項において「全体基幹教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別基幹教員数」という。）以上とする。

の及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2・3 「同上」

（共同学科に係る卒業の要件）

第四十五条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2・3 「同上」

4 前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同学科に係る専任教員数）

第四十六条 共同学科に係る専任教員の数、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ(1)若しくは(2)の表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別基幹教員数の合計が全体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別基幹教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の基幹教員を置くときは、当該基幹教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ(1)若しくは(2)の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める基幹教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の基幹教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別基幹教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る基幹教員の数は、最小大学別基幹教員数以上とする。

（共同学科に係る施設及び設備）

第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）

第四十九条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十条に規定する数の基幹教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学部以外の学部における基幹教員をもつて充てることができる。

2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十条に規定する数の基幹教員に加え、当該授業科目の実施に

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ(1)又は(2)の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る施設及び設備）

第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）

第四十九条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学部以外の学部における専任教員をもつて充てることができる。

2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に

必要な基幹教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が基幹教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

(課程を設ける工学に関する学部に係る基幹教員数)

第四十九条の四 第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る基幹教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、第一号に掲げる場合にあっては別表第一イの表に定める数、第二号に掲げる場合にあっては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の基幹教員数は、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。

一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの表の中欄に定める基幹教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。

二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合 別表第一イの表の下欄に定める基幹教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。

(国際連携学科の設置)

第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2・3 [略]

に必要な専任教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が専任教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

(課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数)

第四十九条の四 第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、第一号に掲げる場合にあっては別表第一イの表に定める数、第二号に掲げる場合にあっては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの表の中欄に定める教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合 別表第一イの表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

(国際連携学科の設置)

第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学（外国の専門職大学に相当する大学を含む。以下この章において同じ。）と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2・3 [同上]

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の九に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 「略」

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三項、第四十二条の八第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携学科に係る基幹教員数)

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第十条に定める学部の種類及び規模に応じて定める基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数)

第五十六条の五 第五十五条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る基幹教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第十条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 「同上」

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携学科に係る専任教員数)

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数)

第五十六条の五 第五十五条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る専任教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第十三条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る基幹教員の数は、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ(1)若しくは(2)の表の中欄又はロの表を適用して得られる基幹教員の数(次項において「全体基幹教員数」という。)をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別基幹教員数」という。)以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る大学別基幹教員数の合計が全体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員をいずれかの大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る大学別基幹教員数(前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の基幹教員を置くときは、当該基幹教員の数を加えた数)が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イ(1)若しくは(2)の表の下欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあつては、中欄)に定める基幹教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の基幹教員数の欄の数(以下これらをこの項において「最小大学別基幹教員数」という。)に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る基幹教員の数は、最小大学別基幹教員数以上とする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備)
第五十六条の八 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ(1)若しくは(2)の表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数(次項において「全体専任教員数」という。)をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。)以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る大学別専任教員数(前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数)が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イ(1)若しくは(2)の表の下欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあつては、中欄)に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数(以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。)に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備)
第五十六条の八 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

「章を加える。」

関する特例

第五十七条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二條、第二十八條、第二十九條第二項、第三十條第四項、第三十二條第五項若しくは第六項、第三十七條、第三十七條の二、第四十一條第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第四十二條の八、第四十五條第一項から第三項まで、第四十七條、第四十八條、第五十二條第二項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十六條の六又は第五十六條の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2 教育課程等特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十五章 雑則

第五十八条 「略」

（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）

第五十九條 第三十四條、第三十五條、第三十七條、第三十七條の二、第四十七條、第四十八條、第四十九條（第三十四條及び第三十五條の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）、第五十六條の六、第五十六條の七及び第五十六條の八（第三十四條及び第三十五條の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。

第十四章 雑則

第五十七条 「同上」

（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）

第五十八條 第三十四條、第三十五條、第三十六條第四項及び第五項、第三十七條、第三十七條の二、第四十七條、第四十八條並びに第四十九條（第三十四條、第三十五條並びに第三十六條第四項及び第五項の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。

第六十条 「略」

(段階的整備)

第六十一条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則

1 3 「略」

4 平成二十二年度以降に期間（令和十年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部^{（一）}の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）^{（二）}第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一に定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。

5 6 「略」

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数

学部の種類	(1) 専門職学科以外の学科に係るもの	一 学科で組織する場合の <u>基幹教員数</u>
		二 以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の <u>一学科の収容定員</u> 並びに <u>基幹教員数</u>

第五十九条 「同上」

(段階的整備)

第六十条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則

1 3 「同上」

4 平成二十二年度以降に期間（令和十年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部^{（一）}の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）^{（二）}第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。

5 6 「同上」

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る専任教員数

学部の種類	(1) 専門職学科以外の学科に係るもの	一 学科で組織する場合の <u>専任教員数</u>
		二 以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の <u>一学科の収容定員</u> 並びに <u>専任教員数</u>

備考	[略]		
	収容定員	基幹教員数	基幹教員数
備考	一 この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする（(2)の表及び別表第二において同じ。）。		
	二 この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる（(2)及びロの表において同じ。）。		
	三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、前号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする（(2)の表において同じ。）。		
	四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき基幹教員六人）の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする（ロの表において同じ。）。		
	五 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の基幹教員数は、この表に定める基幹教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数とし、当該昼間学部の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数の三分の一以上とする（(2)の表及び別表第二において同じ。）。		

備考	[同上]		
	収容定員	専任教員数	専任教員数
備考	一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（(2)の表及び別表第二において同じ。）。		
	二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする（(2)及びロの表並びに別表第二において同じ。）。		
	三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（(2)の表及び別表第二において同じ。）。		
	四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（ロの表において同じ。）。		
	五 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（(2)の表及び別表第二において同じ。）。		

○

七 二以上の学科で組織する学部における基幹教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(2)の表の下欄から算出される基幹教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される基幹教員数とする。

八 二以上の学科で組織される学部|に獣医学関係の学科を置く場合
における|基幹教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の
下欄から算出される|基幹教員数の合計数とする。

九
〔略〕

十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に依り、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める（②の表において同じ。）。

十二 学部等連係課程実施基本組織における基幹教員数は、当該学部等連係課程実施基本組織を一学科で組織する学部とみなしてこの表の中欄から算出される基幹教員数とする。

(2) 専門職学科に係るもの

二 一学科で組織する場合の基
二 以上の学科（専門職学

六 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（②の表及び別表第二において同じ。）。

七 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(2)の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

八 二以上の学科で組織される学部¹に獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。

九
「同上」

十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める（②の表において同じ。）。

十二 学部等連係課程実施基本組織における教員数は、当該学部等連係課程実施基本組織を一学科で組織する学部とみなしてこの表の中欄から算出される教員数とする。

(2) 専門職学科に係るもの

二学科で組織する場合の専二以上の学科（専門職学

学部の種類		幹教員数				科を含む。で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数
〔略〕	収容定員数	基幹教員数	収容定員数	基幹教員数		
	収容定員数	基幹教員数	収容定員数	基幹教員数		
	収容定員数	基幹教員数	収容定員数	基幹教員数		
	収容定員数	基幹教員数	収容定員数	基幹教員数		

備考

- 一 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。
- 二 この表に定める基幹教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する基幹教員とする。
- 三 二以上の学科で組織する学部における基幹教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(1)の表の下欄から算出される基幹教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される基幹教員数とする。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係る基幹教員数

【略】	学部の種類		収容定員				
	幹教員数	合の基	での場	○人ま	員三六	収容定	
	幹教員数	合の基	での場	○人ま	員四八	収容定	
		教員数	合の基	までの場	六〇〇人	収容定員	
		教員数	合の基	までの場	七二〇人	収容定員	
		教員数	合の基	までの場	八四〇人	収容定員	
	幹教員数	合の基	での場	○人ま	員九六	収容定	

備考

- 一 この表に定める医学に関する学部に係る基幹教員数のうち教授

学部の種類	任教員数				科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数			
	収容定員数	専任教員数	収容定員数	専任教員数	収容定員数	専任教員数	収容定員数	専任教員数
〔同上〕								

備考

- 一 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 二 この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。
- 三 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(1)の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係る専任教員数

【同上】	学部の種類		収容定員				
	数	任教員	合の専	での場	○人ま	員三六	収容定
	数	任教員	合の専	での場	○人ま	員四八	収容定
			教員数	合の専	までの場	六〇〇人	収容定員
			教員数	合の専	までの場	七二〇人	収容定員
			教員数	合の専	までの場	八四〇人	収容定員
	数	任教員	合の専	での場	○人ま	員九六	収容定

備考

- 一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授

、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る基幹教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三 この表に定める基幹教員数の四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする。

四 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の基幹教員を別に置くものとする。

五 この表に定める基幹教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る基幹教員数とし、その他の学科を置く場合に係る基幹教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める基幹教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ(1)又は(2)の表に定める基幹教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数（第十条関係）

大学全体の収容定員	〔略〕
<u>基幹教員数</u>	〔略〕

備考

一 〔略〕

二 この表に定める基幹教員数には、別表第一の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。

三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、専ら当該大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき

、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

〔号を加える。〕

三 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。

四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ(1)又は(2)の表に定める教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容定員	〔同上〕
<u>専任教員数</u>	〔同上〕

備考

一 〔同上〕

〔号を加える。〕

二 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数はその二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

三 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき

基幹教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合に
あつては収容定員四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出
される数の基幹教員を増加するものとする。

五 〔略〕

六 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部_に医学又は歯
学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は
歯学に関する学科については前号により算出される基幹教員数と
し、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収
容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出され
る基幹教員数とする。

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

(1) 専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

〔表略〕

備考

一 この表に掲げる面積には、第三十五条のスポーツ施設、講堂及
び厚生補導施設、第三十九条の附属施設並びに第三十九条の二の
薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない（ロ及びハ(1)の表に
おいて同じ。）。

二 六 〔略〕

(2) 専門職学部に係る基準校舎面積

〔表略〕

備考

一 この表に掲げる面積には、第三十五条のスポーツ施設、講堂及
び厚生補導施設並びに第三十九条の附属施設に必要な施設の面積
は含まない（ハ(2)の表において同じ。）。

二 第四十二条の九第一項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務
実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設
の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その
他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障が

教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつ
ては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数
の教員を増加するものとする。

四 〔同上〕

五 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部_に医学又は歯
学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は
歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、
当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定
員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される教
員数とする。

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

(1) 専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

〔同上〕

備考

一 この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設、第三十九
条の附属施設及び第三十九条の二の薬学実務実習に必要な施設の
面積は含まない（ロ及びハ(1)の表において同じ。）。

二 六 〔略〕

(2) 専門職学部に係る基準校舎面積

〔同上〕

備考

一 この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設及び第三十
九条の附属施設に必要な施設の面積は含まない（ハ(2)の表におい
て同じ。）。

二 第四十二条の十二第一項第三号に規定する卒業に必要な臨地実
務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な
施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合そ
の他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障

ない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ハ(2)の表において同じ。）。 ロ・ハ 「略」	がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（ハ(2)の表において同じ。）。 ロ・ハ 「同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

第二条 令和五年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

2 令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校を選択により、なお従前の例によることができる。

3 令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。

（届出に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

（施設及び教員に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

二 この省令による改正後の大学通信教育設置基準第九条第一項の規定（大学設置基準第三十六条第一項に掲げる施設を有する校舎に係る部分に限る。）及び大学通信教育設置基準中教員に関する規定

三 この省令による改正後の専門職大学設置基準第四十五条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

四 この省令による改正後の短期大学設置基準第二十八条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

五 この省令による改正後の短期大学通信教育設置基準第九条第一項の規定（短期大学設置基準第二十八条第一項に掲げる施設を有する校舎に係る部分に限る。）及び短期大学通信教育設置基準中教員に関する規定

六 この省令による改正後の専門職短期大学設置基準第四十二条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

七 この省令による改正後の高等専門学校設置基準第二十四条の規定及び同令中教員に関する規定

2 前項の規定にかかわらず、令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る大学又は高等専門学校については、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

（講師の経歴に関する経過措置）

第五条 次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における専任の講師の経歴及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における専任の講師の経歴は、基幹教員としての講師の経歴とみなす。

- 一 大学設置基準第十三条第四号及び第四十二条の三第二項第一号
- 二 専門職大学設置基準第三十五条第二項第一号及び第三十八条第四号
- 三 短期大学設置基準第二十三条第五号及び第三十五条の八第二項第一号
- 四 専門職短期大学設置基準第三十二条第二項第一号及び第三十五条第五号
- 五 高等専門学校設置基準第十一条第三号